

青森県卓球連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、青森県卓球連盟と称する。

(目的)

第2条 この会は日本卓球協会、東北卓球連盟および青森県スポーツ協会と緊密な連携を保ち、本県卓球界を統括するとともに卓球の健全なる普及発展および選手の育成強化に努めることを目的とする。併せて加盟団体相互の親睦融和を図りもって本県卓球界の発展に寄与する。

(事務所の所在地)

第3条 この会の事務所を青森市に置く。

(組織)

第4条 この会は各市町村及び郡の卓球協会ならびに高等学校体育連盟卓球専門部、中学校体育連盟卓球部専門部、レディース卓球協会、ラージボール卓球協会、学生卓球連盟、教職員卓球連盟によって組織する。

第2章 事業

(事業)

第5条 この会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会が主催する各種大会（県下選手権大会等）の開催
- (2) 日本卓球協会主催の県予選会の開催
- (3) 全国大会および東北大会の県代表選手の決定と派遣
- (4) 卓球ルールおよび技術向上のための講習会等の開催
- (5) 関係団体との連絡調整に関する事
- (6) その他目的達成に必要と認める事業

第3章 会議

第6条 この会に次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門委員会

(総会)

第7条 総会はこの会の最高決議機関であつて、評議員をもって組織する。

- 2 総会は通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は毎年4月に招集する。但し臨時総会は加盟団体（支部）の3分の2以上の要求があつたときおよび理事会からの要求があつたとき会長が招集する。
- 4 評議員とは会長、副会長、加盟団体（支部）の代表委員1名、理事長、副理事長、事務局長、理事および監事をいう。
- 5 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 6 議事は評議員の過半数の出席によって成立し、出席評議員の過半数により決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

- 7 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の決定および改正に関する事項
 - (2) 事業報告、決算、事業計画、予算に関する事項
 - (3) 役員を選出に関する事項
 - (4) その他重要な事業の運営に関する事項

(理事会)

- 第8条 理事会は総会に次ぐ議決機関であつて、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議の議長は会長がこれにあたる。
 - 3 議事は、理事の過半数の出席により成立し、出席理事の過半数により決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
 - 4 理事会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会に提出する議案の審議
 - (2) その他事業執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(常任理事会)

- 第9条 常任理事会は理事会に次ぐ議決機関であつて必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議の議長は会長がこれにあたる。
 - 3 議事は常任理事の過半数の出席により成立し、出席常任理事の過半数により、決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
 - 4 常任理事会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 理事会および総会に提出する議案の作成
 - (2) 総会より委任された事項
 - (3) 主催事業の執行に関する事項
 - (4) その他業務連絡に関する事項

(専門委員会)

- 第10条 この会の事業推進を図るため、次の専門委員会を置くものとする。
- (1) 総務・大会運営委員会
 - (2) 強化委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 組合せ委員会
 - (5) ホープス委員会
 - (6) パラ卓球委員会
- 2 会議は会長の指示により、理事長が招集する。
 - 3 委員長は理事の中から会長が委嘱し、会議の運営は委員長がこれにあたる。
 - 4 委員会は総会の議決をへて、必要に応じて他の委員会を設置できるものとする。

(議事録)

- 第11条 この会の総会および理事会においては議事録を作成し、出席者2名の署名、押印を受け、これを保存する。

第4章 役員、名誉会長、顧問、参与

(役員の定数)

- 第12条 この会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
(うち理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、事務局長1名とする)
 - (4) 監事 3名

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、監事は総会で選任する。但し、会長は県内より選出し、副会長は8市（青森・弘前・八戸・五所川原・十和田・黒石・むつ・三沢）の協会会長より選出する。また、監事は3市（青森市・弘前市・八戸市）協会からの推薦者により選出する。

- 2 理事長、副理事長、事務局長は理事の互選により選任する。
- 3 理事は会長、副会長、県内7ブロック（東青、中弘、南黒、三八、上十三、西北五、むつ下北）より推薦された各代表1名、高等学校体育連盟卓球専門部、中学校体育連盟卓球部専門部、レディース卓球協会、ラージボール卓球協会、学生卓球連盟、教職員卓球連盟から各1名および会長が指名する若干名をもって構成する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 常任理事は会長が指名し、理事会の承認を得て構成する。

(役員職務)

第15条 会長はこの会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定められた順序により、その職務を代理する。
- 3 理事長は会長、副会長を補佐し、この会の会務を執行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐するとともに理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は各分担業務を処理する。
- 6 事務局長は庶務全般を処理する。
- 7 監事は会計を監査する。

(名誉会長、顧問、参与)

第16条 この会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長はこの会の会長であった者をこれに充て、会長が委嘱する。
- 3 顧問はこの会の副会長であった者をこれに充て、会長が委嘱する。
- 4 参与はこの会の理事長、副理事長、事務局長であった者および、加盟団体（支部）より推薦のあった者を理事長が推薦しこれを会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問、参与はこの会の重要事項について会長の諮問に応じ、理事会および総会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会計

(会計の種類)

第17条 この会計は一般会計と特別会計とする。

- 2 一般会計は各支部からの負担金ならびに登録料、参加料、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 3 特別会計は県ならびに日本卓球協会、青森県スポーツ協会等関係機関からの補助金をもって充てる。

(負担金・登録料)

第18条 負担金は年額とし、金額は別途定める。

2 登録料は年額とし、金額は別途定める。

3 負担金および登録料は毎年5月末日までに納入するものとする。

(会計年度)

第19条 この会の会計は毎年4月に始まり、翌年3月で終わる。

(事務局員)

第20条 この会に庶務・会計を担当する事務局員を置くことができる。

(書類および帳簿の備付等)

第21条 この会の事務所に次の書類および帳簿を備え付けなければならない。

(1) 会計伝票(入・出金)

(2) 現金出納帳

(3) 元帳

(4) 備品台帳

(5) 証憑(請求書、領収書、証明書、稟議書、支払申請、契約書等)

第6章 その他

(規定・基準等)

第22条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要と認められる事項および各種規程・基準等はその都度理事会において決定する。

付則

本規約は昭和54年4月22日から施行する。

昭和58年4月15日 一部改正

昭和62年4月26日 一部改正

平成13年4月 1日 一部改正

平成18年4月 1日 一部改正

平成19年4月 1日 一部改正

平成21年4月 5日 一部改正

平成25年4月 7日 一部改正

平成26年4月 6日 一部改正

平成27年4月 5日 一部改正

令和 元年5月 3日 一部改正

令和 4年4月30日 一部改正

令和 6年4月 7日 一部改正